

障害者虐待の防止

地域で尊厳を持って暮らしていくために

問い合わせ 福祉課 ☎592146

虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加を妨げるものとなります。
障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしい尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障害者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めています。

障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能に障害がある人で、障害や社会的障壁によって生活に相当な制限を受ける人を対象としています。この法律でいう障害者には18歳未満の人や、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

障害者虐待の種類

- 養護者による虐待
- 障害者福祉施設従事者などによる虐待
- 使用者による虐待

養護者とは

障害者の身の世話を世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人などが該当します。
また、同居していなくても、現に世話をしている親族・知人なども該当する場合があります。

【事例】

金属製の湯たんぽをタオルなどで三重に巻いて足の下に置いて就寝していたら、左足のくるぶしがひりひりしてやけどしていた。（60歳代女性）

【アドバイス】

低温やけどは、心地よく感じる程度の温度のものでも、皮膚の同じ部分に長時間接触することで発生します。湯たんぽの種類にかかわらず発生するおそれがあり、状況によっては重症化することもあるので、注意が必要です。

障害者福祉施設従事者等とは
障害者総合支援法などに規定する「障害者福祉施設」または「障害者サービス事業等」に関する業務に従事する人が該当します。

使用者とは

障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他労働者に関する事項について事業主のたために行うをする人が該当します。派遣労働者による業務の提供を受ける事業主なども含まれます。

障害者虐待の例

- 身体的虐待○性的虐待○心理的虐待○放棄・放置○経済的虐待

虐待を発見したら通報窓口へ

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、次の通報窓口へ通報してください。虐待を受けた障害者が通報窓口へ届けることもできます。匿名による通報や相談も可能です。
福祉課 ☎0827・59・2146
メールアドレス
fukushi@city.otake.hiroshima.jp

たとえ、タオルやカバーで包んでいても、湯たんぽを長時間身体に接触させると低温やけどになるおそれがあります。
特に就寝中の低温やけどを防ぐために、湯たんぽは布団を暖めるのみに使用し、布団が暖まったら湯たんぽを取り出して就寝しましょう。

低温やけどは、見た目より重症の場合があります。痛みや違和感があるときは、すぐに医療機関を受診しましょう。

（国民生活センター発行「見守り新鮮情報328号」より）

らといてそのままにせず、必ず市役所保健医療課の窓口で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などに承認された期間（一部免除承認期間において、減額された保険料の納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、失業された方の前年の所得を考慮せず審査する特例もありますので、必ず相談してください。

生理用品の 配布期間 延長

問い合わせ

福祉課 ☎592147

「生理の貧困」への対応として、市役所窓口や各支所、社会福祉協議会で生理用品を配布していますが、その期間を延長します。

配布方法は今までと変わらず、次の配布場所に掲示してあるチラシを指差す、またはスマートフォンなどで、市ホームページのチラシ画像を掲示してください。

※氏名・住所などを聞いたり、身分証明書などの提示を求めたりすることはありません。

配布場所

- 市役所（福祉課・保健医療課・自治振興課）
- 支所（大竹・玖波・木野・栗谷）
- 社会福祉協議会（サントピア大竹）

配布期間

令和4年3月31日(木)まで（なくなり次第終了）
配布数 1人1セット（昼用20枚、夜用9枚）



QRコードを読み取ると、表示されます。

広島県「外国人材の生活意識に関するアンケート」

問い合わせ
県国際課
☎082-513-2359



外国人のために「やさしい日本語」で書いています。お近くの外国人の方にも知らせてあげてください。

広島（ひろしま）に住（す）んでいる外国人（がいこくじん）へのアンケート（あんけーと）です。

10分（ぷん）くらいで答（こた）えることができます。ぜひ、協力（きょうりょく）してください。

なんのために

外国人（がいこくじん）の生活（せいかつ）について知（し）るため

いつまで
12月（がつ）31日（にち）まで

答（こた）えかた
スマートフォン（すまーとふおん）で、QRコード（こーど）を読み（よ）んで、アンケートサイト（あんけーとさいと）から答（こた）えてください。

国民年金保険料の 納め忘れは ありませんか？

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

重症になることも。 湯たんぽによる 低温やけどに注意！

問い合わせ

消費生活センター（産業振興課内）☎57-3236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時

令和3年度の国民年金保険料額は1カ月1万6610円です。納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。
まだ納付していない方は、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください。
保険料について不明な点がありましたら、年金事務所へ尋ねてください。

国民年金保険料の納付が 困難なときは

国民年金には、所得によって保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だか

再延期 問い合わせ
生涯学習課 ☎53-6677

第70回大竹駅伝競走大会

昨年度開催予定の第70回大竹駅伝競走大会を令和4年1月9日に延期をしていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止と参加者、競技役員の安全・安心を考慮して、再度延期することとなりました。

予定日は令和5年1月8日(日)です。

イベント実施期間
(チケットが使用できる期間)
令和4年1月17日(月)～
2月20日(日)

1組3枚つづりのバルチケットを購入すれば、市内の参加店が創意工夫した1200円相当のお得な特別メニューが味わえます。

期間中にバルチケットを使いきれなかった場合は、参加店で700円の金券として使える「後バル」もを行います。

問い合わせ 大竹商工会議所
☎523105

第5回 飲食店等応援イベント
おおたけ！バル 開催



販売期間
12月23日(木)～令和4年2月20日(日)
※販売開始日は予定です。

販売数 4000組
1人1回10セットまで購入できます。
※なくなり次第販売終了。

販売額
2100円(1組3枚つづり)

販売場所
商工会議所・ゆめタウン大竹・アゼリアおおたけ(H&C)
後バル期間
令和4年2月28日(月)～3月6日(日)
※詳しくは、大竹商工会議所のホームページ・インスタグラムをご覧ください。

「誰か」のことじゃない。
第73回人権週間
12月4日(土)～10日(金)

1948年(昭和23年)12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。この宣言は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間は誰でも、人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならぬことを表明したものです。

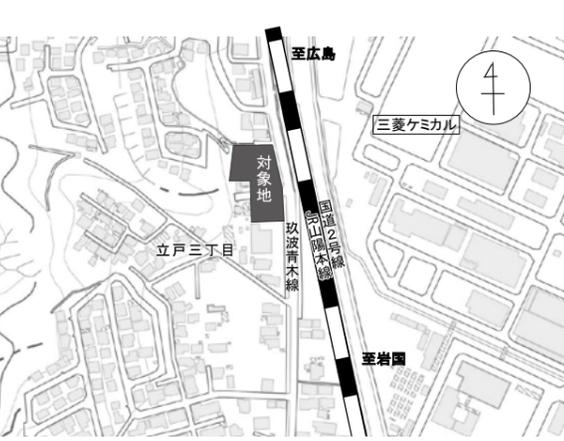
わが国の「人権週間」も、この世界人権宣言の採択に由来しています。

私たちの周りには、いじめや虐待などの子どもの人権問題、外国人や障害のある人、新型コロナウイルス感染症患者などに対する偏見や差別、イ

ンターネット上における誹謗中傷など、様々な人権問題が存在しています。「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、国民一人一人が人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、人権啓発活動に一層強力に取り組んでいくことが必要です。

「人権週間」を機に、私たち一人一人が、主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

問い合わせ
自治振興課 ☎592145



売却予定価格
7千610万円

土地の詳細や申し込み資格、入札日などは、申し込み要領をご覧ください。

申し込み関係の書類は、監理課にあります。また、市ホームページ(12月1日公開)からもダウンロードできます。

注意事項
敷地内地下には公共下水道管が埋設されています。詳しくは、上下水道局工務課(☎592194)にお問い合わせください。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動

12月のテーマ
やってみよう省エネ生活!
～できるだけ階段を利用しよう～

家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154

おおたけ・ごみ事情 No.41

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための家庭でのごみの捨て方

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

ごみ袋の空気を抜いて出しましょう

収集運搬作業で、収集車後部へ投入するときや、収集車内での破裂を防止できます。

ごみ袋はしっかりしばって封をしましょう

収集運搬作業のとき、ごみの散乱を防止できます。

袋のしぼり方
① 結ぶ ② 持ち手を結ぶ ③ 出来上がり!

ごみが出ないように袋の口をしっかり結んでください。

家庭ごみを出すときに心がけること

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者またはその疑いのある方の使用済みマスクなどの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、次のことを心がけてごみを出しましょう。

ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう
ごみは、いっぱいになる前に早めに出しましょう。

ごみに直接触れることのないよう、しっかりしばって出しましょう
ごみは、空気を抜いてからしっかりしばって出しましょう。万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、破けた場合は、ごみ袋を二重にしてください。

ごみを捨てたあとはしっかり手を洗いましょう
石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。

以上の点に気を付けてごみを出すことが、家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。皆さんのご協力をよろしくお願いします。(環境省の資料から引用)

立戸3丁目 市有地分譲
【一般競争入札】

問い合わせ
監理課 ☎59-2161

所在	地番	登記地目	面積(実測)
立戸三丁目	1842番1	宅地	2,530.19㎡

対象物件
位置図のとおり

申し込み期間
令和4年1月17日(月)から25日(火)までの9時から17時まで(土、日曜日を除く)に、監理課へ申し込んでください。

売却方法
一般競争入札(最低売却価格以上の有効札の中で、最高額の札を入札された方を落札者とします)